

大阪広域水道企業団公告第9号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、大阪広域水道企業団四條畷水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年9月18日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
四條畷 第47号	株式会社アクテックシバタ 柴田 末男	寝屋川市下木田町11番6号	平成30年8月20日